



盛夏の候 大船渡労働基準監督署 署長 熊谷 久



道端には朝顔の花が咲いています。連日暑い日が続いており、暑中お見舞い申し上げます。今年の夏は特に暑く「生命の危険が迫っています。熱中症対策をしっかり行って下さい。」と連日ニュースされています。当署としても「STOP! 熱中症」として重点的に取組んでいます。全国の労災で毎年400人以上が熱中症（死亡者平均約21人/年）になっており、暑さに対する対策が十分ではありません。重点事項の「 WBGT値（暑さ指数）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策の実施」「 WBGT値（暑さ指数）に応じ、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底。水分及び塩分を積極的に摂取」「 睡眠不足、体調不良、深酒・朝食の有無」等作業開始前の体調確認。また、管理者は、巡視頻度の増加」「 緊急時の訓練を含めた重点的な教育の実施」「 異常を認めたときは、躊躇することなく、救急隊の要請などの徹底」を管理者の方々にお願いします。ご自身と一生懸命に汗して働く方々の安全と健康の確保をお願いします。また、日頃お忙しく働いている皆様におかれましては、この時期はお盆もあり、子供達の夏休み時期でもありますし、夏季休暇等で日頃の疲れを取り、十分に英気を養っていただきたいと思っております。

安全帯が「墜落静止用器具」に変わります

平成31年2月1日スタート
(経過措置あり)

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯		墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	○ →	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	×	×
ハーネス型（一本つり）	○ →	ハーネス型（一本つり）

には墜落を制止する機能がないことから、改正後はとのみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

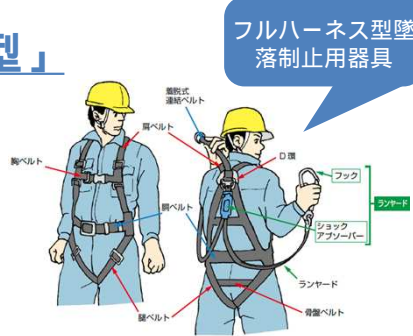
3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)
以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」展開中!!

(期間: 5月1日 ~ 9月30日、このうち7月は重点取組期間)



重点取組期間 (7月1日~7月31日)



暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。水分、塩分を積極的に取りましょ。各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょ。



6月末現在の労働災害発生状況

最近の労働災害事例

製造業で多発！！

今年の製造業は、6月末速報値として記録が残る平成15年以降の統計で“最多件数”となっています。

(主な業種)	30年	前年同期比
製造業	23人	+14人
建設業	7人	-2人
運輸交通業	2人	-1人
林業	2人	+2人
商業	6人	+4人
保健衛生業	3人	+2人
合計	48人	+14人

(注) 労働者死傷病報告による休業4日以上の統計である。

事故の型

「転倒」が25%、「墜落・転落」が15%、「切れ、こすれ」と「動作の反動・無理な動作」が各10%、「飛来・落下」と「はさまれ・巻き込まれ」と「交通事故」が各8%。

【激突され】

◆ 杉Aを伐倒したところ、先端同士が太いつるで絡まっていたために斜面直近上隣にあった杉Bが引っ張られ、根むくれになって伐倒者自身に倒れて当たった。(右胸部皮下気腫、両下肢麻痺(後に回復)など)「林業」

【切れ、こすれ】

◆ 加工ラインで端材が詰まったため、丸鋸の停止ボタンを押し、取り除こうと手を出したが、惰性回転中の刃に触れてしまった。(複数指切断など)「木材・木製品製造業」

【はさまれ、巻き込まれ】

◆ 機械に詰まった原料を除去しようとした際、指が巻き込まれた。(指骨折)「水産食料品製造業」

【転倒】

◆ ホースを足でけて移動させようとして、転倒した。(鼻骨骨折など)「水産食料品製造業」

◆ 台車を両手で1台ずつ引いて自身の持ち場に歩いて戻っていたところ、濡れていた床で滑って転倒した。(肩脱臼)「食料品製造業」

建設業の労働災害防止に向けてー

関係者が一堂に会して方針確認



震災復旧・復興工事現場における労働災害防止を図るため、5月29日に大船渡市魚市場多目的ホールにおいて、「平成30年度第1回気仙地域建設工事関係者連絡会議」を開催しました。会議には、構成員である気仙地域内の発注者、建設業団体、エリア協議会、警察署及び監督署からあわせて24人が出席し、復旧・復興計画の進捗状況と工事の施工状況、労働災害防止への取組状況などを出席者間で情報共有を図り、併せて、当会議としての取組事項である「ゼロ災パト」「見える化」「過重労働解消」について今年度の確認を行いました。

「気仙地域ゼロ災の日パトロール」



気仙地域建設工事関係者連絡会議の取組である「**気仙地域ゼロ災の日パトロール**」(毎月10日をゼロ災の日と指定)が5月～7月も多くの方々のご協力により気仙地域各所において一斉に実施されました。

今回のパトロールでも、多くの危険の芽が摘み取られ、多くの好事例も確認されました。このことにより安全への意識の再認識も図られました。



無災害で表彰されました

この度、工事が無事故で竣工した2つの工事が、厚生労働省労働基準局長からの無災害表彰を受けました。2つの工事は次のとおりです。

- ・ 大船渡市三陸町越喜来字甫嶺地内で平成25年3月7日から平成29年11月30日まで防潮堤工事を行っていた **戸田建設・小原建設・岩手建設工業特定共同企業体**の下甫嶺地先海岸災害復旧(23災540号)工事
- ・ 大船渡市大船渡町字野々田地内で平成26年3月6日から平成30年3月15日まで防潮堤工事を行っていた **りんかい日産建設(株)東北土木支店**の大船渡港野々田地区海岸防潮堤ほか工事

写真は、平成30年6月19日に大船渡労基署会議室で行った伝達式の様子です。)



当表彰は、労働者災害補償保険の保険料の額が160万円以上の建設工事が全工期無災害(死亡災害、休業災害、これら以外の障害を伴う災害が発生していないこと)で終了した場合に、厚生労働省労働基準局長名で表彰する制度です。

